



- ※1 従来より、代表者、役員、政令使用人に就任していた方が転任する場合は、省略が可能です。
  - ※2 退任者が、引き続き、役員、政令使用人、専任の宅地建物取引士等として残任する場合は、提出が必要です。
  - ※3 法人登記事項に変更がない場合は、省略が可能です。
  - ※4 事務所として使用するフロア（階）全体の配置がわかる平面図、事務所の間取り図を提出してください。建物全体を同一業者のみで使用する場合は、省略可能です。（平面図や間取り図が必要な例）ビル（建物）の一部を利用するとき、住居等の一室を事務所として使用するとき。
  - ※5 法人で、該当の従たる事務所について支店登記をしている場合は、提出が必要です。
  - ※6 所属する宅地建物取引士資格登録者について、全員の従事先の変更が必要となります。
  - ※7 免許証の記載事項に変更がある場合は、提出が必要です。
  - ※8 宅地建物取引士資格登録において、従事先の登録申請をしていない場合は、併せて提出が必要です。
  - ※9 専任の宅地建物取引士の退任と同時に、宅建業からの退職をする場合は、併せて提出が必要です。
  - ※10 該当者が、宅地建物取引士資格登録を受けている場合は、併せて提出が必要です。但し、宅地建物取引士証の書換が必要な場合、これらの書類は、宅地建物取引士証を添えて、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会本部に提出してください。
  - ※11 宅地建物取引士証の写しは、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会本部にて、氏名変更を受けたものが必要です。
  - ※12 新たに政令使用人を設置する場合は提出が必要です。
  - ※13 主たる事務所に政令使用人を設置している場合は提出が必要です。
  - ※14 成年被後見人等に該当する場合は、「医師の診断書」をご提出いただくことで、個別に審査することができます。詳細はお問い合わせください。
  - ※15 「医師の診断書」を提出される方は、「成年被後見人及び被保佐人にみなされる者ではない（禁治産者、準禁治産者の宣告の通知は受けていない）」旨の記載は不要となります（「破産者で復権を得ない者に該当しない」旨の記載は必要）。
  - ※16 該当の役員が未成年者の場合は、未成年者本人とその法定代理人（親権者等）それぞれの書類が必要です。また、未成年者本人の戸籍謄本を提出してください。
  - ※17 代表取締役、取締役、監査役、代表理事、理事、監事、代表執行役、執行役、政令使用人の方は添付書類（3）、それ以外の方で専任の宅地建物取引士の方は添付書類（8）を使用すること。
  - ※18 添付書類（3）を作成した場合のみ作成すること。
- その他 公的証明書類（法人登記事項証明書、身分証明書、登記されていないことの証明書、医師の診断書、戸籍抄本）の有効期間は、取得から3か月以内です。